

## お詫びと訂正

「介護報酬の解釈」③QA・法令編（平成27年4月版）の「法令・通知」に、次の誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

社会保険研究所

### ●法令・通知 I 単位数表関係告示

#### (1)厚生労働大臣が定める1単位の単価（542頁～）

①543頁の表の左段・上から2・3枠目の「割合」を訂正

地域区分	サービス種類	割合	
		誤	正
1級地	居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与		1000分の 1000【訂正 なし】
	通所介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	1000分の <u>1091</u>	<b>1000分の 1090</b>
	訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 認知症対応型通所介護 <u>小規模多機能型居宅介護</u> 【→②】 <u>看護小規模多機能型居宅介護</u> 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション <u>介護予防短期入所生活介護</u> 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	1000分の <u>1101</u>	<b>1000分の 1110</b>

②1～6級地「サービス種類」の「小規模多機能型居宅介護」について下線を削除

※なお、平成28年4月からは「地域密着型通所介護」についての割合（通所介護と同じ）が設定される予定です。